

◎2015年2月定例会・一般質問

◎知事答弁、田辺の再登壇

<小川洋知事>

お答えを申し上げます。まず初めに、臨時財政対策債の交付税算入額との差についてでございます。

平成13年度から25年度までの返済総額は1504億円、これに対する交付税算入額は1899億円となっております、395億円の差が出ております。

この差の理由でございますが、地方交付税の算入におきまして、臨時財政対策債の返済に係る20年返済と30年返済の割合が、全国一律に5対5とされている一方で、福岡県におきましては、金利の動向に加え市場における福岡県債の評価や投資家の意見も十分踏まえたうえで、最も有利と考えられる借り入れを行った結果、その割合が2対8となっております。

このように、福岡県におきましては、1年当たりの返済額が20年返済よりも小さくなります30年返済の割合が、交付税の算定上用いられる全国一律の基準よりも高いために、実際の返済額が交付税の配分額を下回っており、結果として差額が生じているところでございます。

臨時財政対策債は、特別措置といたしまして、議員もご指摘になったように、平成13年度から交付税原資の不足に対し、その振替財源として国が一方的に財政規模や財政力を用い、各地方自治体に配分しております。本県におきましても発行を余儀なくされているものでございます。

このため、累増する臨時財政対策債につきましては、本来、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行い、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立していくことが重要だと、このように考えています。

次に、政府が示した認識についての私の見解と今後の適切な財政運営についてでございます。

地方交付税は、地方固有の自主財源でありまして、その用途は、地方自治体が地域の実情に則して自らの判断に基づき決定すべきものであると考えております。このため、臨時財政対策債の返済方法につきましても、地方自治体の判断に委ねられているものと考えています。

交付税算入額と実際の積立額に差が生じていますけれども、県債の返済に必要な財源については、本県の返済計画に基づき、毎年度、計画的に減債基金に積み立てて

おりまして、適切な財政運営を行っているところであります。

また、昨年3月に「財政改革推進プラン」を策定いたしまして、人件費の抑制、事務事業の見直し、財政収入の確保などの改革を着実に進めておりまして、県債の返済に必要な財源も確実に確保しているところであります。

このような、**県債返済のための確実な積み立て、行財政改革の着実な実行、先端成長産業の育成をはじめとした先進的な取り組みにつきましては、投資家からも高く評価をいただいているところでありまして、ムーディーズの格付けにおきましても、わが福岡県債は、日本国債と同じシングルエーワン(A1)となっているところがございます。**

今後の具体的な返済計画についてでございますが、引き続き、本県の返済計画に基づき、**20年返済もの、30年返済もの、それぞれ返済に必要な額を確実に積み立ててまいります。**

次に、健康寿命の延伸と介護・医療費の削減に関する研究についてお尋ねがございました。

この研究は、健康寿命を延伸した場合、生じる介護費と医療費の削減額について一つの試算であると受け止めております。

健康寿命の延伸を図ることは、効果の数字のレベルは別として、介護・医療費の削減につながるものであります。また、生活の質を高めていくうえで重要でありますことから、県といたしまして、健康ポータルサイトを活用した健康づくり、ロコモ予防のための簡単な運動の普及など介護予防に取り組んでいるところでございます。

本県の介護費、医療費の削減額についてお尋ねがございました。

介護費の削減額につきましては、**このご指摘のありました研究の計算方法を本県に当てはめて試算をいたしてみますと、10年間の累計で814億円となります。1年当たり約81億円でございますが、本県の平成24年度の介護給付費、全体で3300億円でございますが、その2.5%に相当いたします。**

また、医療費の削減額につきましては、試算に必要な福岡県における要介護認定を受けている方の医療費の状況が分かりませんので、算出することができません。

県といたしましては、今後とも、県民の健康寿命を延ばしていくために、健康づくり、そして介護予防の推進にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

その努力の結果が、医療費あるいは介護費の削減につながっていくものと考えております。

<田辺の再登壇＝意見・要望>

ご答弁いただきました。それぞれについて意見と要望を述べさせていただきます。

臨時財政対策債の償還については、今回、政府が質問主意書に対する答弁で認識を示し、他の自治体と比較しての新たな事実も出てきたため、これらを踏まえて質問をさせていただきました。

地方交付税は地方固有の自主財源であり、用途は自治体の判断で決めるべきものであることは当然と私も考えますが、政府答弁で、本県が地方交付税で算入された額と実際に返済のために積み立てた額の差が、全国最大となっている実態は大変驚きであり、知事から県民の皆さんにしっかりと説明をしていただく必要があると考えました。知事からは、本県は全国一律基準とは異なる本県独自の事情から差額が生じおり、行財政改革の推進と産業の成長可能性の高さなどから、政府答弁を踏まえても、本県の状況は全く問題ないとの認識を示していただきましたので、それらの確実な実現を図るための適切な県政運営に取り組み、今後も将来の返済が滞ることのないよう、その財源を確実に積み立て、対応していただきたいと思えます。

そのうえで最も重要なのは、ご答弁の中にもありましたが、累増する臨時財政対策債のあり方の全面的な見直しを行うこと、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと、こうした特例措置に依存しない持続可能な制度を確立することだと思えます。これらについては国会でしっかりと議論してもらうことが必要ですが、知事としても引き続き、政府に強く求めていただきますよう、要望をいたします。

また、健康寿命の延伸に関しては、厚生労働省の研究班の最新の推計に基づき、本県の介護費の削減額を初めて試算をしていただきました。10年間の累計で814億円、1年当たり約81億円という額は、とても大きな額との印象を私自身受けました。あくまでも推計から導いたものですが、こうした数字は、県民の皆さん一人一人が健康づくり・介護予防に取り組んでいくうえでのインセンティブになると思えますし、なにより、県政運営上も政策推進の目安になると思えます。

そして、健康づくり・介護予防の分野は、住民の皆さんの生活現場に最も近い市町村における取り組みが大変重要であり、今回のような試算を出すことで、政策展開の参考とするような姿勢を県内市町村とも共有していただき、県全体の健康寿命の延伸につなげていただきたいと思えますので、この点もよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ご清聴いただき、ありがとうございました。